

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件名 熊本空港飛行場灯火・電力監視制御装置保守請負

開札年月日 平成30年2月26日（落札決定日 平成30年4月1日）

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥17,064,000 -

落札者 東芝インフラシステムズ株式会社

予定価格 ￥17,119,158 -

積算額 ￥17,119,158 - 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥15,851,073 -

調査基準価格 ￥10,271,494 - 調査基準価格の100/108 ￥9,510,643 -

第12回見積 成立

| 入札参加者 | 第1回入札 | 第2回入札 | 摘要 |
|-----------------|------------|------------|----|
| | 入札金額 | 入札金額 | |
| 東芝インフラシステムズ株式会社 | 18,600,000 | 18,300,000 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

※本件は、平成30年度予算配賦をもって落札者と決定する。

競争入札経過調書（最低価格落札方式）「見積徴取の経過」

件名 熊本空港飛行場灯火・電力監視制御装置保守請負

| 入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者 | 第1回見積徴取 | 第2回見積徴取 | 第3回見積徴取 | 第4回見積徴取 | 第5回見積徴取 | 摘要 |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|
| | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | |
| 東芝インフラシステムズ株式会社 | 18,000,000 | 17,800,000 | 17,600,000 | 17,400,000 | 17,200,000 | |
| | | | | | | |
| 入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者 | 第6回見積徴取 | 第7回見積徴取 | 第8回見積徴取 | 第9回見積徴取 | 第10回見積徴取 | |
| | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | |
| 東芝インフラシステムズ株式会社 | 17,000,000 | 16,800,000 | 16,600,000 | 16,400,000 | 16,200,000 | |
| | | | | | | |

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

競争入札経過調書（最低価格落札方式）「見積徴取の経過」

件名 熊本空港飛行場灯火・電力監視制御装置保守請負

| 入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者 | 第1回見積徴取 | 第2回見積徴取 | | | | 摘要 |
|-------------------------------------|------------|------------|------|------|------|----|
| | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | |
| 東芝インフラシステムズ株式会社 | 16,000,000 | 15,800,000 | | | | 成立 |
| | | | | | | |
| 入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | 見積金額 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第9条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、最低価格をもって有効な見積を提出した者により成立するものとする。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。